事務連絡

令和５年７月３１日

実施事業所事業主　様

外食産業ジェフ企業年金基金

基金掛金の納付猶予について（再延長）

常日頃より、当基金の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられ、現在は人の動きもコロナ過前と同様に回復しつつありますが、コロナ過で行われた融資の返済が開始されるなど、まだまだ実施事業所の重荷が解消されない背景もあることから、引き続き令和５年１２月分（納付期限：令和6年1月31日）までの掛金について申請により最長１年間納付期限を延長し、その間の納付による遅延損害金を免除する掛金の納付猶予制度を延長実施することを令和5年7月21日に開催された第１１回定例代議員会において決定いたしました。

記

基金掛金納付猶予対象月　： 令和５年７月分～令和５年１２月分

納付猶予申請の効果　　　： 「基金掛金納付猶予申請書」を提出することにより納付期限を最長１年延長することを認め、その間に支払われた掛金に対する遅延損害金を免除するもの。

添付書類　　　　　　　　： 「基金掛金納付猶予申請書」には①と②を添付してください。

①　掛金納付計画書

②　日本年金機構（年金事務所）に届け出た納付猶予・換価猶予申請等の写し（②は申請していない場合、添付不要）

※申請についてのご相談は（03-5403-1061）当基金　総務課　までお願いいたします。